

平成十八年三月十四日受領
答弁第一二七号

内閣衆質一六四第一二七号

平成十八年三月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の飲酒対人交通事故に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の飲酒対人交通事故に関する第三回質問に対する答弁書

一について

停職期間は、一か月である。御指摘の職員は、現在、外務省に在籍している。

二について

停職期間は、一か月である。御指摘の職員は、現在、外務省に在籍している。

三について

外務省において保管されている懲戒処分等に係る文書により確認できる範囲では、外務省の国内職員が酒酔い又は酒気帯びの状態で自動車を運転して起こした、人（当該職員は除く。）の死亡に係る交通事故はない。

四について

保管されている懲戒処分等に係る文書により確認できる範囲では、御指摘の期間において、国家公務員（国会及び裁判所の国家公務員並びに外務公務員を除く。）が酒酔い又は酒気帯びの状態で自動車を運転して起こした、人（当該国家公務員を除く。）の死亡に係る交通事故は三十四件である。このうち、平成

十八年三月八日現在、懲戒免職処分が行われたものは十三件である。